

座間市指定公金事務取扱者の検査の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第8項の規定に基づき、会計管理者が実施する検査について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定公金事務取扱者 法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。
- (2) 公金事務 法第243条の2第1項に規定する公金事務をいう。
- (3) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (4) 課長 座間市予算決算会計規則（昭和42年座間市規則第2号。以下「規則」という。）第2条第6号に規定する課長をいう。

(書類検査)

第3条 会計管理者は、指定公金事務取扱者に対して、公金事務に関する帳簿書類その他の物件を書面又は電磁的記録により提出を求めるものとする。

(実地検査)

第4条 会計管理者は、前条に規定する物件が提出されないときその他会計管理者が特に認めるときは、その必要な限度で、規則第90条第1項に規定する職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を提示若しくは提出させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、座間市職員服務規程（昭和47年座間市訓令第6号）第6条第1項に規定する身分証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(検査の時期)

第5条 会計管理者は、市長が指定公金事務取扱者に公金事務を委託する期間に、前2条の規定により検査を行わなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該指定公金事務取扱者に初めて公金事務を委託した日又は当該公金事務（第2号に規定する同一の公金事務を含む。）の検査をした日から3年を経過する日までに1回以上実施する。

- (1) 公金事務の委託が終了する日から1年を経過する日までに当該指定公金事務取扱者に同一の公金事務を委託することが見込まれるとき。
- (2) 公金事務を委託した日前1年以内に当該指定公金事務取扱者に同一の公金事務を委託していたとき。

3 公金事務に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときその他会計管理者が特に認めるときは、前2項にかかわらず、臨時に検査することができる。

(検査の通知)

第6条 会計管理者は、前3条の規定により検査をしようとするときは、あらかじめ、当該指定公金事務取扱者に対し、当該指定公金事務取扱者を所管する課長（以下「所管課長」という。）を経て、検査の内容を通知しなければならない。

2 第4条の規定により実地検査をしようとするときは、検査日時、検査場所及び検査する物件の内容を前項に規定する通知に記載しなければならない。

(検査結果の通知)

第7条 会計管理者は、第3条から第5条までの規定により検査をしたときは、当該指定公金事務取扱者に対し、所管課長を経て、その結果を通知しなければならない。

(必要な措置の報告)

第8条 会計管理者は、法第243条の2第9項の規定により指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めようとするときは、前条に規定する通知に当該講ずべき措置の内容を記載しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により必要な措置を講ずべきことを求めたときは、指定公金事務取扱者に対し、その結果を報告させることができる。

3 会計管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、所管課長にその内容を通知しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、会計管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年2月4日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、座間市指定公金事務取扱者の検査の実施に関する要領は廃止する。